

## 国からのご案内

### 「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』の創設

#### 背景・課題

- 新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、世帯収入の激減、アルバイト収入の激減・中止等学生生活にも経済的な影響が顕著となってきている。
- これら経済的困難な学生等に対しては、本年4月に開始した高等教育の修学支援新制度及び貸与型奨学金の家計急変対応や大学等に対する授業料納付の延期、各大学独自減免措置への支援等の対応をとってきているところ。
- 一方で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、更なる状況の悪化に伴い、特に家庭から自立した学生等において、大学等の中退せざるを得ないような事態も想定され、これに対する対応を早急に検討する必要あり。

➡ **将来の経済社会基盤を確保する観点から「学びの継続」のために必要な「学生支援緊急給付金」を創設**

#### 事業の概要

##### ○事業のポイント

- 特に家庭から自立した学生等において、新型コロナウイルス感染症の影響によりアルバイトの減・解雇等突然の収入減による「学びの継続」の危機を抱える状況を踏まえ、**より早く現金が手元に届くスピード重視の制度設計**
- 上記学生等を取り巻く経済環境の激変への対策とともに新型コロナウイルス感染症の**長期化も見据えた「学びの継続」のためのこれまでの支援策との連携**

◇**対象学生：国公立大学(大学院含む)・短大・高専・専門学校** ※留学生を含む  
(日本語教育機関を含む)

家庭から自立してアルバイト収入により学費等を賄っている学生等で、今回の新型コロナウイルス感染症拡大による影響で当該アルバイト収入が大幅に減少し、大学等での修学の継続が困難になっているもの

◇**給付額：10万円**

※条件により20万円の場合あり

#### 事業スキーム



#### 支援を希望するみなさんへ

◇この支援を受けるには、既に日本学生支援機構および、民間等支援機関に奨学金受給の申請をされているか、今後申請予定(1ヶ月以内)である必要があります。

◇最終的な支援の有無は国が判断しますので、申請されても支援を受けられない場合があります

◇支援を希望する者は本校事務室へ申し出るようにしてください。申請書類をお渡しいたします。

◇申請用紙は必要事項ご記入のうえ添付資料とともに6月12日までに本校事務室へ提出をお願いいたします。

※なお、期限に遅れますと申請ができなくなる恐れがありますのでご了承ください。